

消費税 の あらまし

令和7年6月
国税庁



この「消費税のあらまし」は、消費税及び地方消費税の一般的な事柄及び手続について記載しています。
(令和7年4月1日現在適用されている法律に基づいています。)

- 申告書の作成手順については……
パンフレット「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き
個人事業者用」
「法人用 消費税及び地方消費税の申告書の書き方」
- 国、地方公共団体や公共・公益法人等に対する消費税の特例については……
パンフレット「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」
をご参照ください。
(これらのパンフレットは、国税庁ホームページからダウンロードできます。)
- インボイス制度については……
国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご参照ください。
特設サイトでは、各種リーフレットやQ & Aを掲載しています。
- 輸出品物販売場における輸出免税については……
国税庁ホームページの「輸出品物販売場における輸出免税について」
- 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係については……
国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」
に掲載している各種リーフレットやQ & Aをご参照ください。

- さらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。ご利用に当たっては国税相談専用ダイヤル0570-00-5901（ナビダイヤル）にお電話ください。
- 国税庁ホームページでは、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

【国税庁ホームページアドレスは <https://www.nta.go.jp>】

適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されています。

※ 「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の下では、登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

- インボイス制度に関する一般的な電話相談は、インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）で受け付けています。
【専用ダイヤル】 0120-205-553（無料）【受付時間】 9:00～17:00（土日祝及び年末年始を除く）
- 税務相談チャットボット（インボイス制度）も公開していますので、ぜひご利用ください。
ご質問を入力いただくと、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと手続がスムーズです。

チャットボットは
こちらから



消費税 の あらまし

目次

第1 消費税はどんな仕組み？		第10 端数計算はどのように？	53
1. 基本的な仕組み	1	第11 地方消費税の計算は？	54
2. 納付税額の計算方法	2	第12 申告・納付の手続は？	
第2 どんな取引が課税対象？		1. 国内取引の場合	55
1. 国内取引の場合	9	2. 輸入取引の場合	59
2. 輸入取引の場合	11	第13 納税地はどこですか？	
第3 非課税取引とは？		1. 国内取引の納税地	60
1. 非課税となる国内取引	12	2. 輸入取引の納税地	60
2. 非課税となる外国貨物	14	第14 届出等が必要な場合は？	
第4 免税される輸出取引は？		1. 届出関係	61
1. 輸出免税	15	2. 承認関係	63
2. 輸出物品販売場における輸出免税	16	3. 許可関係	64
第5 納税義務者は誰か？		4. 登録関係	64
1. 納税義務者	18	5. 特定非常災害の被災事業者に係る 特例	66
2. 納税義務が免除される場合	19	第15 記帳事項・帳簿の保存は？	68
3. 納税義務が免除されない場合	22	第16 国、地方公共団体等に対する特例は？	
4. 課税期間の特例	24	1. 事業単位等の特例	69
第6 納税義務の成立時期は？	26	2. 仕入税額控除についての特例	70
第7 課税標準とは？	27	第17 会計処理の方法は？	71
第8 控除税額等の計算は？		第18 適格請求書発行事業者とは？	
1. 仕入控除税額の計算方法の選択	28	1. 適格請求書発行事業者の登録申請	73
2- (1). 一般課税の場合の計算方法	29	2. 国税庁適格請求書発行事業者公表サイト	75
2- (2). 仕入控除税額の計算の特例	39	3. 適格請求書発行事業者の義務等 (売手の留意点)	76
3. 簡易課税制度による計算方法	41	第19 総額表示の義務付けは？	
4. 小規模事業者に係る税額控除に関する 経過措置(2割特例)による計算方法	47	1. 総額表示の対象となる事業者及び取引	79
5. 売上返品、値引き、割戻し等が あった場合	48	2. 総額表示の表示方法	79
6. 貸倒れが生じた場合	48	索引	81
第9 国境を越えた役務の提供に係る 消費税の課税関係は？			
1. 電気通信利用役務の提供に係る課税 関係等	49		
2. 特定役務の提供(国外事業者が国内で 行う芸能・スポーツ等の役務の提供)に 係る課税方式等	52		
3. 消費税のプラットフォーム課税について	52		

○ マイナンバー制度について

平成28年1月から導入されたマイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。

国 税 庁 の 使 命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します。